

# 建設業許可の申請書類の記載等について

## 浜松市行政区再編に伴う建設業許可に関する申請書類の記載等について

### 1 申請書類の記載等に当たっての注意事項

#### (1) 所在地の変更手続について

令和6年1月1日に浜松市の行政区が再編されますが、区再編に伴う所在地変更に際し、静岡県知事許可を有している建設業者は、所在地の変更届の提出は不要です。

なお、令和6年1月1日以降に申請をする場合や所在地変更があった場合は、新区名を記載した書類を提出してください。

#### (2) 所在地市区町村コードについて

令和6年1月1日から、全国地方公共団体コードが変わりますので、区名、区域に変更のない天竜区のコードも変更となります。そのため、申請書類等に記載する際は、下表を参照しながら、左詰めで5桁を記載してください。

記載例(中央区)

2 2 1 3 8 4

区名	コード
中央区	221384
浜名区	221392
天竜区	221406

※R6. 1. 1から変更

#### (3) 証明書類について

令和6年1月1日以降に申請するに当たって、公的機関等が発行する証明書類における区名について、発行した時点の旧区名で表記されている場合は、新区名に読み替えるものとします。ただし、証明有効期間内に限りますので、御注意ください。

### 2 その他

解体登録に関する届出及び経営事項審査に関する申請においても、上記に準じて取り扱います。

### 3 問合せ先

静岡県交通基盤部建設経済局建設業課

電話 054-221-3058

E-mail:kensetsugyou@pref.shizuoka.lg.jp